

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもの

(1) 賦課限度額の見直し

| 項 目 | 改正前 | 改正後 |
|-----------|------|------|
| 後期高齢者支援金等 | 14万円 | 16万円 |
| 介護納付金 | 12万円 | 14万円 |

(2) 保険料軽減判定基準の見直し

5割軽減対象世帯

| 区 分 | 世帯の合計所得 |
|-----|---|
| 改正前 | 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (被保険者数(世帯主を除く。)+特定同一世帯所属者数(世帯主を除く。))以下 |
| 改正後 | 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)以下 |

2割軽減対象世帯

| 区 分 | 世帯の合計所得 |
|-----|--|
| 改正前 | 基礎控除額(33万円) + <u>35万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)以下 |
| 改正後 | 基礎控除額(33万円) + <u>45万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)以下 |

(3) 適 用

平成26年度の保険料から適用